

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
（電気通信主任技術者の選任を要しない場合） 第三条の二 〔略〕 〔2〕4 略〕 5 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線LANアクセスサービス又は同項第十七号に規定するLPWAサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合 〔イ・ロ 略〕 〔二 略〕 〔6・7 略〕	（電気通信主任技術者の選任を要しない場合） 第三条の二 〔同上〕 〔2〕4 同上〕 5 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線LANアクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合 〔イ・ロ 同上〕 〔二 同上〕 〔6・7 同上〕